

# 日本災害時透析医療協働支援チーム（JHAT）

## 運営規程

改訂履歴

平成28年4月1日

I. 会則策定

平成28年10月19日

II. 災害時における活動要項付加

平成30年10月

III. 事故保障の項、一部追加

令和4年9月

活動要綱を運営規程および活動要綱に分離

(名称)

第1条 本会は、日本災害時透析医療協働支援チームと称し、英文名をJapan Hemodialysis Assistance Team in Disaster(略称 JHAT)とする。

(目的及び組織)

第2条 本会は、災害時における透析医療の支援を主な目的とし、複数の透析医療関連団体で構成するものとする。

- 2 構成団体は、(公社)日本透析医会、(一社)日本腎不全看護学会、(公社)日本臨床工学技士会、(一社)日本血液浄化技術学会の4団体とする。
- 3 構成団体の追加、離脱は、起案時における構成団体の合意により決定する。
- 4 本会の目的に賛同する団体を協力団体とし、当該団体は、本部事務局からの要請に応じて本会各種会議への出席、支援活動に協力するものとする。

(事務局)

第3条 本会の主たる事務局を神奈川県厚木市に置く。

- 2 本会は、構成団体から派遣された事務局員の合意により、必要な地に従たる事務局を設置できる。
- 3 本会に次の事務局員をおく。
  - 1) 事務局員は、各構成団体からの出向とする。
  - 2) 事務局には、事務局長1名、会計委員複数名をおく。
  - 3) その他、事務局員の合意により必要に応じて協力団体から出向を求めることができる。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 2 透析医療災害対策の普及に関すること。
- 3 被災地および周辺地域の調査、情報収集に関すること。
- 4 支援物資供給センターの設置および運営に関すること。
- 5 透析医療支援のための人員派遣に関すること。
- 6 透析医療施設の復旧、透析医療従事者の支援に関すること。
- 7 災害時支援活動に必要な教育、研修の実施に関すること。

(運営経費等)

第5条 本会の運営経費は、構成団体に割り当てた年間運営支援金、協力団体からの助成金、及びその他、本会の趣旨に賛同する者および団体の寄付をもってこれにあてる。

- 2 助成金、寄付金などは、別途細則に定める。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 予算案、決算報告書は、当該年度ごとに会計委員が作成する。
- 3 決算報告は、会計監査役2名による監査を行う。

(会議)

第8条 本会の円滑な運営のため事業年度ごとに複数回の事務局会議を行う。

- 2 事務局会議は、事務局員で構成する。
- 3 事務局会議の議長は、事務局長とする。
- 4 必要に応じて協力団体に出席を要請することが出来る。

<細則>

(事務局所在地)

本会の事務局を神奈川県厚木市下荻野1030神奈川工科大学K4号館407号室に置く。

(会運営、活動費など)

- 1 本会運営費として年度毎に各構成団体から30万円の支援金を受けることができる。
- 2 1)は、会計年度の開始月に請願する。
- 3 本会の運営、活動などについては、1項の他、協力団体の寄付、義援金などを充当することが出来る。

(出張旅費)

平時における出張旅費を以下に定める。

- 1 出張者による事務局への申請が認められた場合、および事務局から出張を依頼した場合は、出張旅費を支給することができる。
- 2 宿泊を必要とする出張の場合は、一泊につき10,000円を限度とした宿泊費を実費支給する。
- 3 交通費は、必要最低限の範囲で以下の実費を支給することができる。  
鉄道汽車賃 普通旅客運賃(新幹線、特急料金を含む。)  
航空運賃 普通旅客運賃  
船舶料金 普通旅客運賃
- 4 特別な事由による出張で実態が第2項および第3項の規程から著しく相違する場合は事務局会議での承認により必要な弁償を行うことができる。
- 5 出張一日あたりの日当を支給することができる。ただし、半日出張の場合は日当の半額とする。
- 6 弁償金額の請求は、用件終了後、可及的速やかに所定の「交通費申請書」を事務局へ提出しなければならない。

(平時におけるJHAT本部の役割)

1) コア4団体及び行政等関係機関との連携強化

都道府県災害時情報担当者及び関係諸機関と平時より緊密に情報共有し、連携の強化に努める。

2) 災害教育の普及活動及びJHAT隊員の登録に向けての啓発

より効果的な支援活動を実現するため、災害支援に求められる人材像や育成に必要な教育内容の検討を行うとともに、関連学会等を通じてJHATの活動や災害支援に対する啓発に努める。また、同時にJHAT隊員登録に向けて、その活動意義を啓発する。

3) 業務支援要員派遣調整及び物資供給についての訓練の実施

各都道府県災害情報コーディネーター及びJHAT隊員を対象として、災害支援派遣調整及び物資供給についての訓練を年1回以上実施し、評価及び見直しを行う。

4) その他

その他、災害時支援体制を円滑に整え、効果的な支援活動を行うために必要な事業を行う。

以上